

株式会社 池田泉州ホールディングス
株式会社 池田銀行
株式会社 泉州銀行

「電子記録債権（電子手形）」買取り業務の取扱い開始について

株式会社池田泉州ホールディングス（取締役社長兼CEO 服部盛隆）の完全子会社である株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行は、このたび株式会社三菱東京UFJ銀行および日本電子債権機構株式会社（※）と提携し、平成22年3月23日（火）より、近畿地銀で初めて「電子記録債権（電子手形）」買取り業務の取扱いを開始いたします。

（※）三菱東京UFJ銀行の100%出資子会社である電子債権記録機関

電子記録債権は、平成20年12月1日に施行された電子記録債権法により、その発生・譲渡等について電子債権記録機関の記録原簿への電子記録を要件とする、従来の手形・売掛債権とは異なる新たな金銭債権です。

債権の支払いに関し、インターネットやFAXなどにより電子記録を行うことで、簡易・迅速な電子記録債権の発生・譲渡が可能となることから、今後、企業間の新しい決済方法としての需要が見込まれております。

両行では、このたび開始する「電子記録債権（電子手形）」の買取り業務を通じ、販売代金等を電子記録債権で受け取られたお客さまの資金調達ニーズにいち早くお応えいたします。

両行は、今後とも、先進的な商品・サービスの開発に努め、地域のため、地域の皆さまのお役に立ってまいります。

<スキーム図>

